

1 1月定例総会議事録

- 1 日 時 平成30年11月30日(金) 午後1時30分～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 塩原令子
酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 赤羽 功 荒川浩一
長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄 神戸 博 橋戸 勝
- 5 欠席委員 三溝静夫 山崎憲一
- 6 事務局員 米窪局長 溝口補佐 原主任 中澤主事
- 7 協議内容
- (1) 開 会 二木会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号8番の古田久人委員と9番の北澤稔委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区	全1件 承認
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区	全1件 承認

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘郷原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘郷原〇〇〇の畑、面積740㎡を大門八番町〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作につきましては〇〇〇さんが耕作することになっています。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇の田、面積1,639㎡を北小野〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は未定となっておりますが、後作は〇〇〇さんがやってくれることになりました。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 下西条〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します下西条〇〇〇の田、面積848㎡を下西条〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定となります。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 松本市村井町南〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇の畑外1筆、合計面積1,144㎡を洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定となります。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 松本市大字今井〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の畑、面積1,972㎡を松本市大字今井〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんのご主人が耕作する予定となります。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 塩尻市農業振興地域の変更申請について

塩尻地区	片丘地区		全2件	承認
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区			
宗賀・檜川地区	北小野地区			

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。

- ・米久保委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する、片丘〇〇〇の畑1196㎡の内、94㎡を駐車場とするため農振除外をするものです。農地区分は、10ヘクタールの農地に属する第1種農地ですが、集落に接続しているため農地転用要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑1196㎡の内、422㎡を娘夫婦の農家分家住宅とするため農振除外をするものです。農地区分は、10ヘクタールの農地に属する第1種農地ですが、集落に接続しているため農地転用要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	全2件 承認	片丘地区
広丘・高出・吉田地区		洗馬地区
宗賀・檜川地区		北小野地区

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・小池委員 静岡県焼津市上泉〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する大門三番町〇〇〇の畑、面積145㎡を、大門三番町〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 金井〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します下西条〇〇〇の田、面積515㎡を下西条〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 本案件は、許可申請の取り下げになります。片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑外1筆、合計面積135㎡を農業用倉庫への通路として農地転用するため、平成30年9月10日付で農地法第4条の規定による申請を行い、9月定例会にて許可となっておりましたが、都市計画法の開発許可が必要であり、申請に時間が掛かるため、申請者より許可申請の取り下げ願いが提出されたものです。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・溝口補佐 本件につきましては、9月定例会にて農業倉庫と息子さんの住宅と併せて申請が上がっており、倉庫と住宅部分については転用の許可が下りましたが、通路部分について開発許可が必要であることが判明し、測量等が必要で申請までに時間がかかるため、いったん取り下げたいとのことです。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・古田委員 許可が出なくても問題はないのか。
- ・竹淵委員 現況のままでも、特に支障はありません。
- ・塩原議長 他に意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘野村〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘野村〇〇〇の畑、面積2,465㎡を、広丘吉田〇〇〇の〇〇〇さんと賃貸借権設定し、平成31年3月26日まで駐車場用地として、一時転用するものです。
本案件は、塩尻市の下水道工事に伴い、工事期間中、〇〇〇の駐車場が出入りできなくなるため、代替の駐車場を確保するための一時転用です。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地ですが、一時転用であるため、不

許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。
総会の意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・二木会長代理 上西条〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんの所有する上西条〇〇〇の畑外1筆、
合計面積244㎡を、松本市寿北6丁目〇〇〇にお住いの〇〇〇さんと賃貸借権設
定し、墓地に隣接する駐車場および墓地参道として農地転用するものです。こ
の農地は市街化調整区域です。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、
どの区分にも属さないため、消極的第2種農地となりますが、位置的代替性が
なく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区会としては可とい
たしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑥ 議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全4件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>	<u>全1件 承認</u>

【報告】 事務局 溝口補佐 3条届出 6件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので部会としては可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第4条の規定による届け出について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全2件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>洗馬地区</u>
	<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 溝口補佐 4条届出 2件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑧ 議案第8号 農地法第5条の規定による届け出について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 溝口補佐 5条届出 3件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑨ 議案第9号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について

塩尻地区 全2件 承認 片丘地区

広丘・高出・吉田地区 洗馬地区 全2件 承認

宗賀・檜川地区 北小野地区

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員 ○○○が所有します、塩尻町○○○の田、面積2,200㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で塩尻町○○○の○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 愛知県名古屋千種区○○○にお住いの○○○さんが所有します洗馬○○○の畑外2筆、合計面積7,852㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で○○○に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 松本市大字今井○○○にお住いの○○○さんが所有します洗馬○○○の畑外3筆、合計面積9,550㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で○○○に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。4番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 下西条○○○にお住いの○○○さんが所有します下西条○○○の田、面積848㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で○○○に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。

⑩ 議案第10号 農地利用集積計画について

塩尻地区	全6件 承認	片丘地区	全8件 承認
広丘・高出・吉田地区	全25件 承認	洗馬地区	全7件 承認
宗賀・檜川地区	全11件 承認	北小野地区	全6件 承認

- ・塩原議長 塩尻地区からお願いします。
- ・百瀬委員 塩尻地区面積 13,008 m²筆数11.すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区面積 26,151 m²筆 20 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて広丘地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区面積 52,473 m²筆数 39 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・酒井委員 洗馬地区面積 15,285 m²筆数 12 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて宗賀地区お願いします。
- ・平林委員 宗賀地区面積 38,002 m²筆数 20 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて北小野地区お願いします。
- ・赤羽委員 北小野地区面積 7,685 m²筆数 8 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 総合計 152,604 m²筆数 110 となっています。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・事務局原 (5件6筆報告)
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。

⑪ 塩尻市農業経営改善計画認定(認定農業者)について(農政課 倉科主事)

塩尻地区	全2件 承認	片丘地区	全2件 承認
広丘・高出・吉田地区	全2件 承認	洗馬地区	全2件 承認
宗賀・檜川地区		北小野地区	

塩尻市青年等就農計画認定(認定新規就農者)について(農政課 倉科主事)

塩尻地区		片丘地区	
広丘・高出・吉田地区		洗馬地区	全3件 承認
宗賀・檜川地区		北小野地区	

(三村委員 退室)

- ・塩原会長 認定農業者について農政課担当者よりお願いします。
- ・倉科主事 (資料に従い説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・古田委員 今回の案件ではないのですが、定年帰農された方に認定農業者に認定してもらおうよう話をしたのですが、経営規模が小さいとのことで断られてしまったとい

う話を聞きました。今回再認定された方の経営規模と同程度だと思われるが、どのような理由で断られたのですか。

- ・ 倉科主事 当時、どのような経緯でお断りしたのか定かではないのですが、認定要件としては農業の規模というのは、あくまで参考ということです。一番に確認しているところは、現在の経営から5年後にどのようにステップアップしていくかということです。農業所得が伸びている計画になっているか、従事時間が機械の導入などにより短縮できるかというような、経営の改善ができていくかを見るようにしており、ステップアップできる計画が立てられれば、認定の可否はともかく、申請を受理することはできますので、その方には農政課へ相談に来ていただくか、わたくしの方でお話伺いたいと思います。
- ・ 北澤委員 就農計画を見た中で、機械などがなくてもかかわらず、大きな目標を立てているが、行政の側で精査していますか。数字だけが独り歩きしてはいませんか。
- ・ 倉科主事 聞き取りではありますが、農地を借り受け年明けには利用権設定の申請が出ると思います。また、機械については、知人から借りながらやっていくことと、機械等の導入について無利子の融資を受けられるよう、JAさん等と話を進めています。
- ・ 北澤委員 少し甘く考えているようなところも見えますので、十分可能であるのか、問題があるのか、行政で指導をしていただきたい。
- ・ 赤羽委員 地元の農業をやっている人が、荒れ地になってしまわないか不安視しているところもある。
- ・ 竹淵委員 申請する前に断ってしまったり、大丈夫かという内容の申請もあるので、申請にあたっては、農政課で指導をしてください。
- ・ 塩原会長 認定農業者の収入500万というのは、基準ですか。
- ・ 倉科主事 市の構想で、おおむね500万としています。中山間地については、おおむね350万としています。目安ですので、490万だからダメということはありません。
- ・ 荒川委員 70歳の方が再認定の申請をした時には75歳になってしまい、今の状況から5年後にどのくらい拡大ができるかは非常に難しいことで、再認定については市としては受け付けないという風にとれてしまうが、現状維持し荒廃農地にしないことも大事なことなので、そこも考えてほしい。
- ・ 酒井委員 年齢の話ですが、高齢のため再認定は受けないとなったときに、離農した人の機械等を受け継ぐことができないか、市から呼びかけをしてはどうか。農業委員や推進委員だけでは把握は難しいので、市で新規の方にアドバイスしていただければと思います。
- ・ 倉科主事 新規就農者は機械の購入に非常に苦労されているので、課内でも事例を聞いて研究しておりますので、皆様のご意見等を聞きながら検討していきたいと思います。
- ・ 塩原会長 今の意見は非常に貴重な意見だと思います。農政懇談会で出た新規就農者、定年帰農者の受け皿に繋がっていきますので、ぜひとも実現できるようにしていただければと思います。

- ・塩原会長 ほかに意見はありますか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。(三村委員 入室)

- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

- ①松本農業改良普及センター (北澤氏欠席のため資料のみ)

- ②農業委員会委員の定数、報酬の見直し、および「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について (米窪局長)

- ③そば栽培について (米窪局長)

(5) 閉 会 二木会長代理

午後4時23分終了

平成30年11月30日

議事録署名人

会長 _____ 印

議席 8番 _____ 印
古田委員

議席 9番 _____ 印
北澤委員